

令和4年度札幌市の気候変動対策に関する情報発信のためのコンテンツデザイン作成業務 仕様書

I 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、「令和4年度札幌市の気候変動対策に関する情報発信のためのコンテンツデザイン作成業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」、「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が委託者の承諾を得ることをいう。

3 受託者の業務

受託者は、契約の履行に当たって、次の事項に留意の上、本業務を行なわなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務の処理に関し、得た秘密について他に漏らさないこと。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。
- (4) 業務の実施に当たり、契約書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るように努力すること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

5 業務処理責任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

6 提出書類

- (1) 受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行なうものとする。

7 打合せ

- (1) 打合せはその結果を記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって、業務処理責任者と業務担当員は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

8 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

9 個人情報の保護

受託者は、本業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、第三者委託をすることはできない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本業務に係る著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は札幌市に帰属する。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）等の関係法令を遵守すること。
- (4) 本業務の履行においては、委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 本業務の履行において、物品の使用及び印刷を行う際は、札幌市グリーン購入ガイドラインの基準に適合したものを調達・使用すること。
- (6) 原稿の作成にあたっては、「広報に関する色のガイドライン」に基づき、配色やデザイン等に配慮し作成すること。
- (7) この業務に関して生じる問題点は、委託者と受託者双方が協議し、処理すること。

II 業務内容

1 業務名

令和4年度札幌市の気候変動対策に関する情報発信のためのコンテンツデザイン作成業務

2 業務目的・概要

札幌市気候変動対策行動計画においては、2050年に札幌市内から排出される温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を掲げ、市民・事業者に対して、気候変動の影響や将来予測、世界的な対策の枠組みや本市の施策、一人一人に取り組んでほしい環境配慮行動などの情報を体系的にわかりやすくまとめ、民間事業者との連携なども含め、様々な機会・メディアを活用して発信し、ライフスタイルの転換を促すことを重点取組の一つに位置付けている。

このたび、2023年4月に札幌での開催が決定したG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合を絶好の機会と捉え、ライフスタイルの転換に向けて、気候変動対策をはじめとした、環境・SDGsの取組について発信し、行動変容を促すことが効果的であり、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合の開催に向けた気運醸成の取組と連携して、イベント等への出展等により、多くの市民・事業者へ環境配慮行動の実践の呼びかけや、持続可能を構築するための取組の発信を行う。

本業務は、こうしたイベント等で活用するパンフレット等のデザイン作成を実施するものである。

3 業務内容

(1) 概要

各種イベントをはじめ、市有施設や駅掲示板、デジタルサイネージ等で活用できる本市の気候変動対策に関する下記(2)に示すコンテンツのデザインを作成すること。なお、これらコンテンツを構成するイラスト等については、個別に札幌市公式ホームページ内の挿絵等のコンテンツとして活用することも想定すること。

また、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合の開催を見据え、英語併記等の対応を行うこと。

(2) コンテンツ内容

ア 気候変動ガイドブック（令和4年度配布版）

本市の気候変動に係る施策の紹介パンフレットを以下のとおり作成する。作成・編集はAdobe社Illustrator等のDTPソフトで行うこと。原稿及び写真・図表・イラストについては、委託者より支給するが、必要に応じて新規作成又は編集を行うこと。なお、表紙のデザインについてはコンセプトの異なるデザイン案を3案以上作成し、それを基に委託者と協議の上、決定すること。

(ア) サイズ：B5判、16ページ程度

(イ) 使用色：カラー4色

(ウ) 校正：3回以上行い、校正原稿は写真、イラスト等を含むデータをPDF形式に変換し、CD-R等により委託者に提出すること。

(エ) 完成原稿提出期日

令和5年1月18日（水）※委託者の指示がある場合はこの限りではない。

イ 気候変動ガイドブック（令和5年度配布版）

上記アの気候変動ガイドブック（令和4年度配布版）の内容を基に、内容の追加（4ページ分を想定）及び編集を加えた令和5年度配布版を作成する。作成・編集はAdobe社Illustrator等のDTPソフトで行うこと。原稿及び写真・図表・イラストについては、委託者より支給するが、必要に応じて新規作成又は編集を行うこと。なお、表紙のデザインについてはコンセプトの異なるデザイン案を3案以上作成し、それを基に委託者と協議の上、決定すること。

（ア）サイズ：B5判、20ページ程度

（イ）使用色：カラー4色

（ウ）校 正：3回以上行い、校正原稿は写真、イラスト等を含むデータをPDF形式に変換し、CD-R等により委託者に提出すること。

（エ）完成原稿提出期日

令和5年3月3日（金）※委託者の指示がある場合はこの限りではない。

ウ パネル

本市の気候変動対策に関する紹介パネルデザインを10種程度作成すること。内容は上記アの気候変動ガイドブックからの引用を想定する。必要に応じ、委託者の指示によりイラストを作成し、デザインに挿入すること。また、委託者が提供した日本語原稿を英訳し、英語を併記の上デザインを作成すること。なお、1ページ当たりの文字数については、日本語で500字程度を想定する。

（ア）サイズ：A2判、縦型

（イ）刷 色：片面4色

（ウ）校 正：各3回以上

（エ）パネル1種ごとに日本語・英語併記とすること。

（オ）完成品提出期日

令和5年1月31日（火）※委託者の指示がある場合はこの限りではない。

エ ポスター

本市の気候変動対策に関する紹介ポスターを1種作成すること。内容は上記アの気候変動ガイドブックからの引用を想定する。必要に応じ、委託者の指示によりイラストを作成し、ポスターに挿入すること。また、委託者が提供した日本語原稿を英訳し、英語を併記の上デザインを作成すること。なお、文字数については、日本語で500字程度を想定する。

（ア）サイズ：B2版、縦型

（イ）刷 色：片面4色

（ウ）校 正：5回以上

（エ）日本語・英語併記とすること。

（オ）完成品提出期日

令和5年1月31日（火）※委託者の指示がある場合はこの限りではない。

4 提出物

(1) 広報物

作成した広報物のデータ（ai 及び PDF）を提出すること。

(2) 業務実施報告書

業務実施報告書を 1 部提出すること。

5 履行期限

契約締結の日から令和 5 年 3 月 3 日（金）まで

6 納入・検査場所

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境政策課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 12 階南側

7 業務担当者

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境政策課 阿部、青木

TEL : 011-211-2877 FAX : 011-218-5108

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。